

令和7年度路面下空洞調査業務

仕様書

令和7年度

堺市 建設局 土木部 土木監理課

第1章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本仕様書は、堺市（以下、「発注者」という）が受注者へ委託する「令和7年度路面下空洞調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務は、設計書、並びに下記の共通仕様書に従うものとするが、本仕様書を優先するものとする。

設計業務等共通仕様書（令和7年2月 堺市建設局）

地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年2月 堺市建設局）

第2条 業務目的

本業務は、路面下の空洞の状況を把握することにより、空洞に起因する突発的な事故を未然に防ぎ、道路の安全性を確保するために、非破壊探査、解析及び空洞内部状況確認調査により、発見された空洞の平面的な位置・広がり・厚さを把握した上で、空洞の発生要因等を分析し、路線ごとの特性を把握する。

第3条 履行期間及び履行場所

本業務の履行期間は、契約締結日より令和8年3月13日までとする。履行場所は堺市内とする（詳細は別紙-1の通り）。

第4条 業務箇所及び延長

- (1) 本業務で調査する一次調査（非破壊探査及びデータ整理・解析）の調査延長（測線長）は112.7kmであり、右左折レーン及び幅広路肩を含む延長である。調査箇所図は別紙-1、各路線の調査延長の内訳は別紙-2の通りであり、詳細な資料は契約後に貸与する。
- (2) 二次調査（空洞内部状況確認調査）を実施する箇所数は、17箇所を予定しているが、一次調査（非破壊探査、データ整理・解析及びその他周辺情報等）の結果より、二次調査（空洞内部状況確認調査）を実施する箇所数に変更が生じる場合は、監督員と協議を行うものとし、変更契約の対象とする。

第5条 配置技術者

- (1) 各配置技術者（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）は、本業務委託の入札時に提出した技術提案書の業務実施体制表（様式-5）に記載された人物と同一でなければならない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることとの了解を得なければならない。

- (2) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (3) 監督員が管理技術者及び担当技術者を不適当と認めた場合は、受注者は直ちに必要な措置をとらなければならない。
- (4) 受注者は、各配置技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる資料を提出すること。

第6条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書及び設計図書によるほか、以下の関係法令等を準拠し実施するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (2) 総点検実施要領（案）【舗装編】（参考資料）（国土交通省道路局平成25年2月）
- (3) 舗装点検要領（国土交通省道路局 平成28年10月）
- (4) 道路土工・カルバート工指針（日本道路協会 平成21年度版）
- (5) 道路土工・盛土工指針（日本道路協会 平成22年度版）
- (6) 舗装設計便覧（日本道路協会 平成18年度版）
- (7) 下水道土木工事施工管理基準及び規格値（堺市上下水道局 令和4年4月）
- (8) 路面下空洞調査要領（国土交通省 令和7年3月）
- (9) その他国土交通省の通達、関連法令及び各示方書

第7条 提出書類

受注者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 照査技術者届、管理技術者届、担当技術者届
- (4) 業務工程表
- (5) その他本市監督員の指示するもの

第8条 工程管理

管理技術者は、本業務委託の入札時に提出した技術提案書の業務実施方針（様式-7-①・②）に記載された工程表をもとにした業務工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。現行の業務工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した業務工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。

業務工程表は、監督員が指示をした場合には、細部の実施工程表を提出しなければならない。特に時期の定められた箇所及び項目については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図らなければならない。

第9条 関係官公庁等との協議

管理技術者は、関係官公庁や関係機関と協議を行うとき、または協議を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

第10条 資料貸与

- (1)本業務は、業務に必要な下記の物品等について貸与又は支給する。
- (2)受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。業務終了後は速やかに発注者に返却するものとする。

引渡場所：堺市役所土木監理課		
引渡時期：契約締結後		
品名	数量	備考
平成28年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
平成29年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
平成30年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
令和元年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
令和2年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
令和3年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
令和4年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
令和5年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
令和6年度路面下空洞調査業務 報告書	一式	
その他必要と認めたもの	一式	監督員と協議のこと

第11条 許認可申請及び諸手続き

業務遂行上必要な許認可申請及び諸手続きに関する事務は、受注者の責任において遅滞なく行わなければならない。なお、状況により発注者において諸手続きを実施する場合は、必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び交通規制等の必要な関係機関協議資料を作成し、監督員に提出すること。変更する場合も同様とする。(関係機関協議は、所轄警察署を想定している。)

第12条 交通安全管理

本業務実施にあたり、受注者は、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第13条 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、業務完了時に業務完了届を監督員に提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 検査完了後において、明らかに受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受注者は誠意をもって、訂正、補正その他の処置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、検査合格後、成果品引渡書を監督員に提出し、成果品を引き渡すこととする。

第14条 内容変更

本業務の実施にあたり、必要と認められる軽微な内容変更による増加については、受注者の負担とする。ただし、本市監督員の指示による大幅な増加については、その限りではない。

第15条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第16条 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第17条 保険

本業務に係る保険に加入している場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるもの

を直ちに発注者に提示しなければならない。

第18条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに受発注者協議により定めるものとする。

第19条 暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、

直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

第20条 積算上の条件について

本業務の積算上の条件については別紙-9によるものとする。なお、別紙-9は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

第2章 業務内容

第21条 計画準備

(1) 資料整理・計画準備

受注者は、契約締結後、14日(休日等を含む)以内に、本業務委託の入札時に提出した技術提案書の業務実施体制表(様式-5)及び業務実施方針(様式-7-①・②)に基づき、業務計画書を作成し、監督員に提出し承認を得なければならない。また関連資料等の収集についても、必要に応じて行うこと。また貸与する資料の整理を行い、業務を実施するにあたり必要となる情報の収集を行うこと。

なお、本市の下水道管路の情報は、堺市上下水道局のHPより確認することができる。

(2) 関係機関協議

受注者は、上記(1)及び下記第22条を踏まえ、路面下空洞調査を実施する路線ごとに、下記第23条に示す非破壊探査及び空洞内部状況確認調査に関する計画書を調査着手前に監督員へ提出し、了承を得たうえで、本市上下水道局担当者、所轄警察署、地下埋設物管理者等の関係機関と協議・調整を行わなければならない。また許可等を要する調査については、許可申請書等を作成し、監督員に提出し了承を得たうえで、協議に諮らなければならない。追加・変更する場合も同様とする。

第22条 現地踏査

受注者は、効率的な非破壊探査及び空洞内部状況確認調査に関する調査計画を策定するため、調査対象路線及び調査対象路線周辺を現地踏査し、道路・交通状況、調査における障害物など沿道周辺の状況を把握するものとする。また、踏査の内容を報告書で報告し、空洞発生の要因と思われるものについては、カラー写真を撮り写真帳を作成するものとする。

- ① 地形・地質等の自然状況
- ② 道路・交差道路、取付道路、水路の状況、河川等の状況
- ③ 民家、民地等の周辺状況
- ④ 地上、地下障害物件
- ⑤ その他必要と思われるもの

第23条 路面下空洞調査

路面下空洞調査については、非破壊探査及び同解析、並びに空洞内部状況確認調査により、路面下の空洞の有無を把握するものとする。また発見された空洞の平面的な位置・広がり・厚さ(以下、「空洞状況」という。)を明確に把握することに加え、発生深度・空洞下端等の緩み、路面状況、地下埋設物の状況、舗装構造などを明確に把握す

るものとする。

(1)一次調査（非破壊探査）

- ①非破壊探査では、一般車両に対し、安全・円滑な交通を確保し、短時間で調査が行えるアンテナを搭載した車載型地中レーダ（路面下空洞探査車）により、車線ごとに調査を行い、記録データを解析したうえで、空洞の拡がりを特定し、異常箇所の抽出を行うものとする。
- ②非破壊探査は、原則として昼間（9時ごろから17時ごろ）に実施するものとする。
- ③調査対象は、車道のうち主として車両が走行する部分とし、エプロンなどの端部は対象外とする。
- ④路面下空洞探査車により、空洞の有無や平面的な位置が不明確である場合には、空洞内部状況確認調査に先立ち、小型探査装置による補足非破壊探査を行い、把握するものとする。
- ⑤幅広路肩及び右左折レーンについても、非破壊探査を実施すること。
- ⑥抽出された異常箇所については、前方、左方、右方の3方向の周囲の状況を撮影し、位置を明確にすること。
- ⑦非破壊探査の結果、別紙ー3「陥没危険度の評価基準」の「要緊急対応」の範囲に該当する場合は、直ちに監督員に報告するものとし、交通に支障をきたすと認められる場合は、二次調査を実施せず、本市の責において、緊急工事を実施する。この場合、受注者に負担を求めない。
- ⑧使用する路面下空洞探査車、小型探査装置は、下記に示す性能と同等以上のものとする。

【路面下空洞探査車】

1. 自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯・調査標識等を装備したもの
2. 探査速度は、50km/h程度で行えるもの
3. 探査深度は、1.5m程度行えるもの
4. 探査幅は、2.5m程度行えるもの
5. 探査能力は、縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が確認できるもの
6. 表示、記録は、取得波形データをデジタル処理し、端末画面及び磁気ディスク等で行うこと
7. 空洞探査補助装置（ポジショニング装置）として、距離、速度検出装置、I T Vカメラ、モニタ等を搭載しているもの

なお、路面下空洞探査車は、技術提案書の路面下空洞探査車確認書（様式ー3）と同一の車両により調査を実施するものとするが、これによりがたい場合は、監督員と事前に協議し、了承を得たうえで実施するものとする。

【小型探査装置】

1. 探査速度は、5km/h程度（手押し式）
2. 探査深度は、1.5m程度行えるもの
3. 探査幅は、一走行で1.0m程度行えるもの。（一走行で1.0m行えない場合は複数回走行し、1.0m測定を行うこと。）
4. 探査能力は、縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が確認できるもの

(2) 一次調査（データ整理・解析）

- ①非破壊探査の結果を解析し、空洞の可能性のある箇所を絞り込み、掘削協議の目安となるよう異常信号位置と削孔箇所を決定したうえで、監督員に報告し、空洞内部確認調査を実施する箇所について、協議を行うこと。
- ②現地調査の結果や地下埋設物件との位置関係を考慮し、実績に基づく知見や経験等を踏まえた総合的な解析を行うなど、異常データの見落としが無いよう行うこと。

(3) 二次調査（空洞内部状況確認調査）

今年度の一次調査（データ整理・解析）箇所において、一次調査の解析結果に基づき、空洞の存在状況、路面下の状況等を確認するため、スコープにより削孔断面の撮影を行い、舗装構造並びに空洞状況の柱状写真を作成すること。

なおスコープ調査は、下記の手順により行うこと。

- ① 小口径ボーリングマシン（口径50mm程度）を使用して削孔を行う。
- ② 削孔口にカメラを挿入し、路面下状況を画像により確認し、全削孔断面を明確にカラー撮影する。撮影は空洞の拡がりや空洞の発生要因と想定される物件など、必要に応じて、複数枚撮影すること。
- ③ 空洞下端のゆるみ、埋設管との位置関係等を踏まえた空洞の安全性に関する考察を行い、調査実施日から速やかに空洞の有無等を記載した調査結果（別紙一7・8）を監督員へ報告すること。
- ④ 削孔跡は、超速硬モルタルまたは、特殊常温アスファルト混合物で復旧する。これによりがたい場合は、監督員と協議を実施するものとする。
- ⑤ 復旧作業は、雨水等の浸入や復旧材料の飛散が無いように行い、一般交通に支障の無い状態を確実に確保するものとする。
- ⑥ 空洞内部状況確認調査は、原則として夜間（21時ごろから6時ごろ）に実施するものとする。
- ⑦ なお二次調査の調査箇所数については、17箇所を想定しているが、一次調査の結果、数量に変更が生じた場合には、監督員と協議の上、契約変更の対象とする。また、二次調査の変更数量は発見空洞（拡がり0.5m×0.5m×厚さ0.01m程度以上）の数とし、二次調査の結果、空洞ではなかった箇所や、異物

を検知していた箇所については精算対象外とする。

(4) 空洞調査の判定区分

空洞調査の判定区分は、下表の通りとする。

【一次調査（非破壊探査及びデータ整理・解析）】

判定区分	一次調査（非破壊探査及びデータ整理・解析）結果
空洞の可能性有り	路面下に空洞が発生している可能性有り。

【二次調査（空洞内部状況確認調査）】

判定区分	二次調査（空洞内部状況確認調査）結果
空洞有り	一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に空洞が存在している。
異物有り	一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に空洞は無く、異物が認められる。
異常無し	一次調査で空洞の可能性有りと判定した箇所に空洞は無く、異常は認められない。

第24条 報告書作成

(1) 非破壊探査結果のとりまとめ及び異常箇所調書の作成

非破壊探査で得られた結果は、異常の有無にかかわらず調査路線ごとにデータを取りまとめ、データの異常箇所にマーキングのうえ連番を付し、調書として取りまとめることとする。

また非破壊探査により抽出された異常箇所の解析結果（空洞有無の判定）について、「一次調査（非破壊探査）結果」（別紙－4・5）及び「異常箇所調書（一次調査）」（別紙－6）として異常箇所ごとにとりまとめるものとする。

(2) 空洞調査調書等の作成

非破壊探査データ解析に基づき、監督員との協議により調査対象箇所を決定する。決定された箇所を対象に空洞内部状況確認調査を実施し、「二次調査（空洞内部確認調査）結果一覧表」（別紙－7）及び「空洞調査調書（二次調査）」（別紙－8）として、とりまとめるものとする。

(3) 空洞発生箇所のとりまとめ

以下について、とりまとめるものとする。

①本業務で確認した空洞発生箇所の位置図、発生箇所状況一覧表

②空洞の発生原因、傾向、周辺状況などを分析し、補修の優先順位の目安となる複数の指標や考え方による危険性の評価と舗装耐力の算定。また、一巡目調査と本業務の結果を比較し、分析を行うこと。

③本業務及び過年度までの業務で確認した空洞発生箇所の周辺状況などを踏まえた補修方法（応急措置を含む）

④本業務で確認した空洞発生箇所について、「大阪府維持管理データベースシステムデータ登録サイト」への登録を想定し調書を作成するものとする。

第25条 照査報告

照査技術者は以下に示す事項の照査を行い、管理技術者に照査を行った原本と照査調書を提出するものとする。管理技術者は以下に示す資料を監督員に提出する際には、照査調書と照査原本の写しを併せて提出することとする。

①調査計画の照査

資料収集・整理、現地調査を踏まえ、調査の実施に向け、安全性が十分に確保された調査計画が作成されているかについて確認を行い、その内容が適切であるかについて、照査を行う。

②一次調査結果の照査

一次調査（非破壊探査）の結果の解析、検討及び抽出の方法・手順・根拠は適切であるか、異常データの見落としが無いように確実に行えているか、異常箇所調書の記載内容が適切であるかについて、照査を行う。

③二次調査結果の照査

二次調査（空洞内部状況確認調査）の結果、空洞調査調書の記載内容が適切かについて、照査を行う。

④成果品

業務成果が適切に分かりやすくまとめられているかについて、照査を行う。

第26条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ時、成果品納品時とし、管理技術者の出席を原則とする。また監督員または受注者が必要と認めた場合は、随時打合せ協議を行うこととする。協議内容は、打合せ記録簿に明記し、管理技術者の押印後、速やかに提出すること。

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告すること。

打合せ協議の実施回数、時期及び打合せ内容は、下記の通りとする。

①業務着手時

受注者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・業務実施方針
- ・工程表

- ・業務組織計画
 - ・緊急連絡体制
 - ・安全管理
 - ・使用機材の性能確認書の写し
 - ・その他本業務に必要な事項
- ②中間打合せ：非破壊探査結果報告（異常箇所調書）
- ・抽出した異常箇所ごとに、位置図、写真、異常信号の中心位置と範囲（異常信号の最浅ポイント及び信号規模）、取得データ等を取りまとめ、報告すること。
 - ・平面的な中心位置については、空洞の有無を確認するスコープ調査もしくは開削補修が実施できる精度で位置を報告すること。
- ③中間打合せ：空洞内部状況確認調査結果報告（空洞調査調書）
- ・スコープ調査を実施した箇所ごとに、異常箇所調書に加え、スコープ調査で得られた削孔断面の柱状写真等を取りまとめたものを報告すること。
- ④納品時
- 調査方法、調査機材に加え、非破壊探査のデータ解析調書、空洞内部状況確認調査結果調書、関係機関協議資料、過年度業務を含む空洞発生箇所のとりまとめ及び調査結果の妥当性を示す資料など、本業務の一連の結果及び結果の根拠となる資料を取りまとめたものを報告すること。

第27条 成果に対する品質確保

(1) 使用機材の性能確認

受注者は、使用する機材の性能確認を証明できる性能確認書を本市に提出すること。

(2) 調査結果の妥当性

過年度の調査結果と乖離が大きいと監督員が判断した場合は、発注者と受注者で協議し、再度一次調査を求める場合がある。なお、この場合の調査費用については、受注者が負担する。

(3) 品質の保証

本市は、本業務終了後、1年以内に調査路線で道路陥没が確認された場合、受注者へ協議を求める場合がある。また空洞の発生原因が、天災その他やむを得ないと認められた場合を除き、受注者へ再調査を求める場合がある。

その際は、調査路線の再調査に加え、当時の調査・解析の実施状況及び原因についても明確に報告すること。

第28条 安全管理

非破壊探査及び空洞内部状況確認調査を実施するにあたっては、調査に先立つ関係機

関との協議・調整により定められた条件を遵守し、一般通行車両及び歩行者等へ危険が及ばないよう作業を行うこと。非破壊探査、小型探査装置等での補足調査及びスコープ調査など現場作業を実施する際は、一般通行車両等へ作業中であることが分かるよう注意喚起を行うこととする。

また、交通規制を要する調査を実施する際は、道路工事等協議書のとおり交通誘導警備員を配置し、一般通行車両等の誘導を行うこととする。その他、安全管理上、必要な対策について、万全の体制で実施すること。

第29条 作業実施報告

一次調査（非破壊探査及び小型探査装置等での補足調査）及び二次調査（空洞内部状況確認調査）の調査予定日の1週間前までに調査実施の有無を監督員へ報告すること。

第30条 再委託の禁止

受注者は、下記に示す本調査の主たる部分を第三者に再委託してはならない。

- (1) 計画と進行管理
- (2) 路面下空洞調査（非破壊探査及び空洞内部状況確認調査）に係るデータの解析及び技術的判断
- (3) 報告書のとりまとめ

第31条 安全等の確保

(1) 規制形態と交通誘導警備員について

本業務の調査において、交通規制の形態、規制車の台数及び交通誘導警備員の人数は、下表の通り計上している。

受注者は、調査を行う際には、現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案し、必要な交通安全対策を講じなければならない。また、車両規制や交通規制等の解除に伴う許認可の申請及び取得は、受注者の責任において行わなければならない。

交通誘導警備員については、道路管理者及び所轄警察署等との協議結果、または条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

(2) 交通規制車及び保安設備

交通規制車は、LED規制車（2t）を用いるものとする。また保安設備について、詳細な仕様は指定しないが、現地の交通量、線形、近接する交差点の状況を十分に考慮し、一般ドライバーが十分に視認可能な照度を持つ反射式の保安設備を配置すること。

配置場所	調査 日数	編 成	昼夜間の 区分	総数 ※参考
府道堺狭山線 府道大阪和泉南線 府道堺羽曳野線	3日	交通誘導警備員 A 1名/日 交通誘導警備員 B 2名/日 交通規制車 (2t) 1台/日	夜	設計書の 内訳書に記載
市道津久野18号線 府道我堂金岡線 市道築港八幡6号線	1日	交通誘導警備員 B 3名/日 交通規制車 (2t) 1台/日	夜	設計書の 内訳書に記載

- ※ 交通誘導警備員の総数は設計書参照のこと
- ※ 調査日数とは積算内容を参考に明示したもので契約上拘束するものではない。
- ※ 総数とは発注者の積算内容を参考に明示したもので契約上拘束するものではない。
- ※ 単価の割増しは、設計業務等標準積算基準書・同参考資料に準じて算定するものとする。

第3章 成果品

第32条 成果品

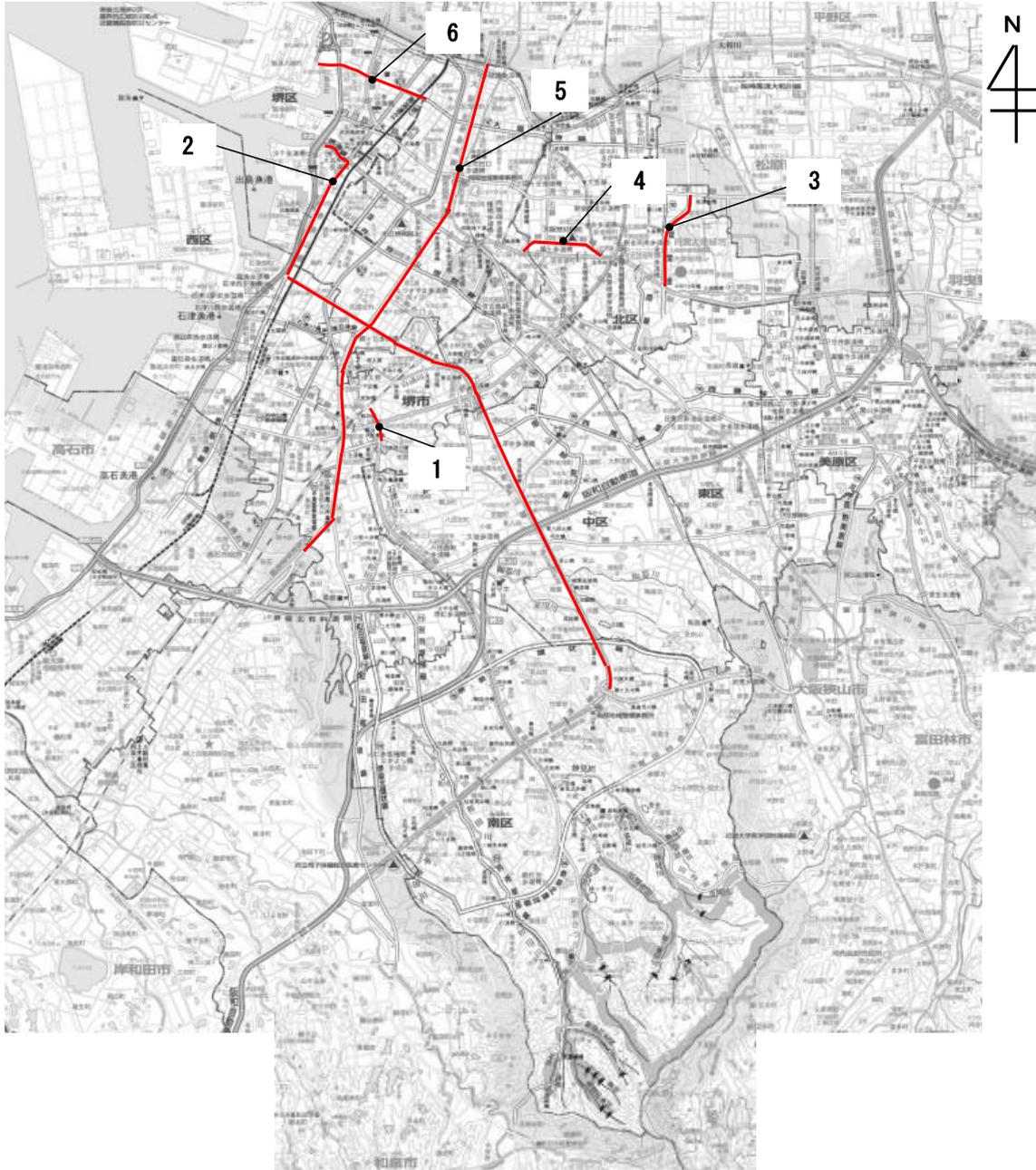
本業務の成果品は、下記の通りとし、本調査から得られたすべての成果及び関連資料をとりまとめ、A4紙ファイル製本及び電子データをそれぞれ5部作成のうえ、提出すること。なお、電子データについては、一般的なソフト（エクセル・ワード等）を使用して作成すること。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務報告書
 - ①業務概要版
 - ②業務報告書
 - ③路面下空洞調査報告書
 - ・一次調査結果
 - ・二次調査結果
 - ④空洞調査に係る記録写真（現地踏査、調査開始前、交通規制状況、調査実施中等を記録した近景・遠景の写真）
 - ⑤使用機材の性能確認書の写し
 - ⑥関係機関協議資料
 - ⑦交通誘導警備員出勤記録
 - ⑧調査・補修状況とりまとめ図（A1）
- (3) 照査報告書
- (4) 業務月報
- (5) 打合せ記録簿
- (6) その他監督員が指示する資料
- (7) 上記の電子データ（CD-R：ウイルスチェックを行ったもの）

以 上

令和7年度路面下空洞調査箇所図

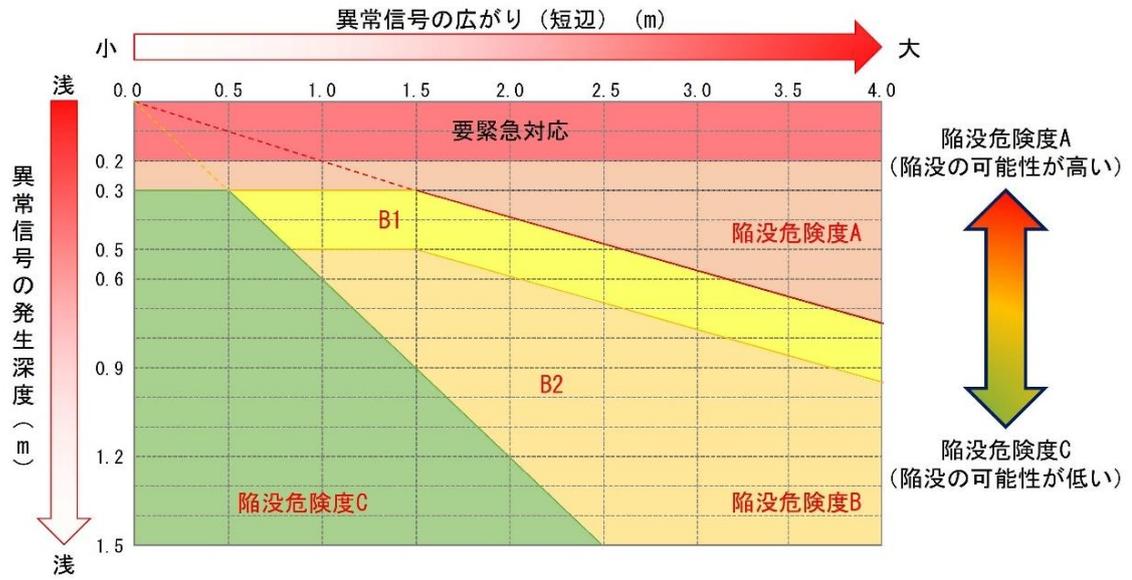
※橋梁部、地下道部を除く



令和7年度 路面下空洞調査延長 総括表

No.	調査路線名	調査延長 (測線長) (m)	本線延長(m)
1	市道津久野18号線	1,410	260
2	府道堺狭山線	61,072	11,640
3	府道我堂金岡線	12,485	3,820
4	府道堺羽曳野線	2,980	1,490
5	府道大阪和泉泉南線	33,800	9,010
6	市道築港八幡6号線	1,015	180
	合計	112,762	26,400
	設計数量(km)	112.7	(10m以下切捨て)

陥没危険度の評価基準



一次調査（非破壊探査）結果位置図

○別紙-4に記載した箇所を位置図(1枚)に示すこと

○縦置き・横置きの指定は無い

異常箇所調査書(一次調査)

調査日		位置	方向		異常信号の概略規模	深度(cm)※	
路線名			車線			縦断(cm)	
地先名			緯度			横断(cm)	
路面状況			経度			陥没危険度	

※座標は10進法で表示すること。

※路面映像と探査映像は縮尺を合わせることにしてください。

位置図(1/1000)

路面映像

探査映像(平面/横断/縦断面)

ポジショニング写真

非破壊探査及び解析等の結果(判定の根拠)

判定結果(下記の該当に「○」)		判定の根拠(詳細に記述すること)
	空洞の可能性有り	

空洞調査調書(二次調査)

路線名		地先名		周辺地下埋設物				
レーダ探査日		位置	方向	発生深度(cm)	空洞厚(cm)	路面変状		
スコープ調査日			車線	縦断方向(cm)	横断方向(cm)	空洞下端のゆるみ(cm)		

位置図(1/2000)

路面映像

柱状写真

周辺写真

空洞内部撮影写真
(縦断方向)

空洞内部撮影写真
(横断方向)

空洞と地下埋設物との離隔の目安

結果及び所見

面積(m2) :
体積(m3) :

	一次調査結果	二次調査結果	二次調査結果に関する所見
判定区分			一次調査に対する二次調査の精度に関する所見
陥没危険度区分			
発生深度(cm)			

積算上の条件について

1. 本業務の積算月

6月

2. 積算基準・設計単価等について

本業務が適用する主な積算基準及び設計単価等は、建設工事積算基準（令和6年度）（堺市建設局）の「土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について」に記載の「積算基準（表-1）」及び「設計単価（表-2）」を参照すること。

なお、建設工事積算基準（令和6年度）（堺市建設局）に記載のない積算基準及び設計単価等として、以下の資料に準拠している。

【積算基準】

令和6年度 建設工事積算基準（大阪府都市整備部）：路面下空洞調査業務

【設計単価等】

単価の種類	適用する単価	備考
労務単価	設計業務委託等技術者単価	国土交通省単価 ※堺市ホームページ参照 適用年月：令和7年3月
資材調査単価	令和7年度 資材調査単価（一般土木編）	大阪府都市整備部

3. 夜間業務の技術者単価及び労務単価

本業務における技術者単価及び労務単価の割増しは、設計業務等標準積算基準書（参考資料）「技術者基準日額時間外手当の算出」に準じて算定するものとする。

作業時間帯および休憩時間帯については、下記の通りとして積算している。

作業時間帯	休憩時間帯	備考
21時～6時	1時～2時	

注）技術者等の作業時間、休憩時間は、業務契約上の拘束力を生じさせるものではない。